

再取引サービス利用規約

この「再取引サービス利用規約」（以下、「再取引サービス規約」といいます。）は、「VeriTrans クレジットカード決済データ処理サービス利用基本規約」（以下、再取引サービス規約においては「基本規約」といいます。）に基づき乙が提供する再取引サービスを甲が利用する場合に限り、基本規約に追加して適用されます。なお、再取引サービス規約で使用する用語の意味は、同規約に別段の定めがある場合を除き、基本規約における定義に従うものとします。

第1条（用語の定義）

1. 再取引サービス規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。
 - (1) 「再取引サービス」とは、クレジットカード決済データ処理サービスにおいて、甲が与信処理または与信売上処理のために乙に伝送したクレジットカード番号を乙の決済データ処理サーバー上に保管しておき、その後の取引においては甲が当該乙の決済データ処理サーバーに保管されたクレジットカード番号を用いて新たな与信処理または与信売上処理を実行することができるサービスをいいます。
2. 再取引サービス規約において、特に規約名の指定無く単に条項番号を指定するときは、再取引サービス規約における条項番号を指定しているものとします。

第2条（再取引サービス利用の条件）

1. 甲は、再取引サービスを利用するにあたってのセキュリティの導入については甲自身の責任と費用で行うものとします。
2. 甲は、再取引サービスの利用条件が、なりすましや、漏洩等の危険性の排除を乙が保証するものではないことを認識し、セキュリティの確保および再取引サービスの適切な利用等再取引サービスの利用にあたり十分な注意を払うものとします。

第3条（再取引サービスの利用）

1. 甲は、再取引サービスを利用して、新たな与信処理または与信売上処理を実行する場合には、クレジットカード番号を乙に伝送して直近で与信処理または与信売上処理を行った際の取引データ（以下、「旧取引データ」といいます。）と新たな与信処理または与信売上処理の実行を行う為のデータ（以下、「新取引データ」といいます。）を併せて乙の指定する伝送手段・伝送形式にて乙に伝送するものとします。
2. 乙は、旧取引データにより特定されるクレジットカード番号を用いて、新取引データの与信処理または与信売上処理を行い、処理結果について甲に返信するものとします。
3. 甲が誤って送信した旧取引データまたは新取引データを乙が処理を行ったとしても乙は一切の責任を負わないものとします。
4. 甲は、再取引サービスを利用した与信処理・与信売上処理においては、本人認証サービスを導入している場合といえども、同サービスの適用除外となることにつき、あらかじめ承諾するものとします。

第4条（課金用データ等の授受に関する乙の責任範囲）

第3条（再取引サービスの利用）に定める旧取引データまたは新取引データの受領が不能であった場合もしくは遅延した場合、または処理結果の返信が甲によって受領できなかった場合もしくは遅延した場合であっても、乙の責めにやらない事由またはコントロール外の事由による場合は、乙はその責任を負わないものとします。

第5条（情報漏洩に関する乙の責任）

乙は、旧取引データまたは新取引データの乙による受領以前に生じた第三者への漏洩・破壊その他の事項に関し、責任を負わないものとします。

（以下余白）

【規約制定】2018年6月1日